

甲子園歴史館倶楽部会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」といいます)は、甲子園歴史館(以下「歴史館」といいます。)の支援組織として当社が運営する「甲子園歴史館倶楽部」(以下「本会」といいます。)の円滑な運営を図るため、本会員規約を定めるものとします。

(適用範囲)

第2条 この規約は、本会に関して、第4条に定める会員(以下「会員」といいます。)による利用の一切に適用されるものとします。

(会員規約の内容及びサービス内容の変更)

第3条 当社は、この規約及び本会のサービス(以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。)の内容を、社会情勢の変化その他の合理的な理由がある場合には、規定の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更することができ、また、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

2 変更後の会員規約については、当社のインターネット・ホームページ上への掲載、書面の送付その他当社が適切と判断する方法によりあらかじめご案内するものとし、ご案内の際に定める適用開始日から、その効力を生じるものとします。

3 当社は、この規約又は本サービスの内容の変更により会員が被るあらゆる不利益について、一切責任を負わないものとします。

第2章 会員

(会員の定義・種類)

第4条 会員とは、この規約の内容を承諾のうえ、当社が定める手続に従って入会申込みを行い、当社が入会を認めた個人の方とします(当該申込時点で入会申込者が未成年である場合は、保護者等の法定代理人の同意が必要です。)。ただし、会員は、当社から会員宛の送付物の送付先である住所が日本国内にある方に限定するものとします。

2 会員は、入会申込みの時点で、この規約の内容に同意しているものとみなされます。

3 会員の種類は、プレミアム会員、一般会員、一般会員、「こども会員(「こども」とは14歳以上中学生以下の方をいいます。以下同様です。)」の3種類とします。

(会員特典)

第5条 会員は、その区分に応じて、次項、第3項又は第4項に定める会員特典を利用できるものとします。なお、当社が会員特典の内容を変更する場合の手続きは、第3条に従うものとします。

2 本会のプレミアム会員の会員特典は、次の各号のとおりとします。

- (1) 歴史館の年間パスポート(兼会員証)を発行します。
- (2) 球場内を見学する「スタジアムツアー」(以下「スタジアムツアー」といいます。)について、別途定めるとおり、割引を行います。
- (3) 甲子園球場内「16号門横スタジアムショップ」(以下「スタジアムショップ」といいます。)において所定の割引を行います(ただし、当社指定商品のみを対象とします。)
- (4) 歴史館のエントランスにおいて、登録氏名のネームプレートを掲示します。
- (5) 歴史館から、登録いただいたメールアドレスにメールマガジンの配信(不定期)を行います。
- (6) 歴史館の招待券を5枚贈呈します。
- (7) 歴史館主催イベントにおいて所定の割引を行います。
- (8) 年2回会報の発行を行います。
- (9) プレミアム会員限定イベントを行います。
- (10) 判子帳を贈呈します。
- (11) 継続特典を入会より3年目、5年目、7年目、10年目で贈呈します。

3 本会の一般会員の会員特典は、次の各号のとおりとします。

- (1) 会員証を発行します。
- (2) 入会後初回分の歴史館入館料を無料とします。
- (3) 入館料及びスタジアムツアーについて、別途定めるとおり、割引を行います。
- (4) スタジアムショップにおいて所定の割引を行います(ただし、当社指定商品のみを対象とします。)
- (5) 歴史館から、登録いただいたメールアドレスにメールマガジンの配信(不定期)を行います。
- (6) 歴史館主催イベントにおいて所定の割引を行います。
- (7) 年2回会報の発行を行います。
- (8) 判子帳を贈呈します。
- (9) 継続特典を入会より3年目、5年目で贈呈します。

4 本会のこども会員の会員特典は、次の各号のとおりとします。

- (1) 会員証を発行します。
- (2) 入会後初回分の歴史館入館料を無料とします。
- (3) 入館料及びスタジアムツアーについて、別途定めるとおり、割引を行います。
- (4) スタジアムショップにおいて所定の割引を行います(ただし、当社指定商品のみを対象とします。)
- (5) 歴史館から、登録いただいたメールアドレスにメールマガジンの配信(不定期)を行います。
- (6) 歴史館主催イベントにおいて所定の割引を行います。
- (7) 年2回会報の発行を行います。
- (8) 入会特典オリジナルグッズを贈呈します。
- (9) 判子帳を贈呈します。

5 前3項の会員特典を受けるに際しては、本会の会員証の提示を必要とします(ただし、第2項第1号、第4号、第5号及び第8号、第3項第1号、第5号及び第7号並びに第4項第1号、第5号及び第7号の特典を除きます。)

(入会の申込み)

第6条 入会希望者は、次の各号に定める方法で入会申込みを行うこととします。

- (1) 歴史館内に設置された会員登録受付カウンターでの申込み
- (2) 当社の運営するインターネット・ホームページ公式サイト上での申込み(入会の承諾及び承諾の取消し)

第7条 当社は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合を除いて、その申込みを承認するものとし、当該承認後、入会申込者は、会員として本サービスを利用できるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、事前に通知することにより当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、その場合、第16条第2項の定めにより年会費を返還しません。

- (1) 申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が法人、団体等個人でない場合
- (4) 入会申込者による入会申込みが複数されている場合
- (5) 入会申込者による入会申込みが営利目的である場合
- (6) 入会申込者がいわゆる暴力団の組員・構成員や関係者であると当社が認める場合
- (7) 過去に入会規約違反等により会員資格を取り消されたことがある場合
- (8) 当社があらかじめ指定した日までに、入会申込者又は会員から当社に対して、年会費が支払われない場合

合

- (9) 本会の年会費決済の方法として入会申込者が指定したクレジットカードの使用が認められないなど、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
- (10) 入会申込時において、未成年者が保護者等の法定代理人の同意を得ずに入会した場合
- (11) 第14条及び第15条各号に定める行為を行い、又は行うおそれがあると当社が認める場合
- (12) この規約に違反した場合
- (13) 当社が阪神甲子園球場への入場を拒否している場合
- (14) 当社が阪神甲子園球場の入場券の販売を拒否している場合
- (15) その他、会員として不適切であると当社が判断した場合(会員証の発行等)

第8条 当社は、会員に対して、入会時及び会員資格の継続時に会員証を発行します。

2 当社は、前項の会員証の発行に際し、会員ごとに会員番号を設定し、会員証に記載します。なお、会員が当該番号を指定することはできません。

3 会員証は、会員名が記載された本人に限り使用することができます。

4 会員は、会員証の紛失、破損、盗難等の場合、直ちに当社に通知しなければなりません。

5 前項の会員証の紛失、破損、盗難に伴い、会員が希望する場合は、再発行手数料500円を会員が負担することにより、当社は、会員証を再発行します。

6 会員証の紛失、盗難等により会員に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

7 会員は、新たな会員証の発行又は再発行を受けた場合には、従前の会員証を使用してはならないものとします。

(個人情報の変更)

第9条 会員は、第6条の入会申込時に届け出た当該会員の氏名、住所、電話番号その他の申込内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を所定の方法により当社へ連絡するものとします。

2 会員は、その住所の変更に際して、郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付先である住所地の変更手続に細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金を等すべて負担するものとします。

3 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

4 前項において、当社が氏名の変更を特別に承認した場合であっても、会員証記載の氏名(第8条第5項の規定により会員証を再発行する場合又は会員資格の継続に伴い新たに会員証を発行する場合を除く。)及び第5条第2項第4号のネームプレートに刻印した氏名の変更はできないものとします。

5 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

6 届出内容の誤り、変更届出の失念その他会員情報の相違が原因となり発生する送付物の不到達その他の不利益に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

(会員資格の有効期間)

第10条 会員資格の有効期間は、毎年3月3日から翌年の3月2日までの1年間とし、有効期間の途中で入会した場合、初年度の有効期間は、入会日以降、次に迎える3月2日までとします。

(会員資格の継続)

第11条 会員は、前条の期間満了の1か月前から期間満了日までに所定の更新手続(年会費の支払いを含む。)を行うことにより、前条の有効期間を更に1年間延長することができます。

(退会及び会員資格の取消し)

第12条 会員は、会員証を当社に返却することにより退会することができるものとします。

2 会員は、退会により、会員としてのすべての権利を失うものとします。また、その場合、当社は第16条第2項の定めにより年会費を返還いたしません。

3 当社は、会員が第15条に該当する行為を行った場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 会員の義務

(自己責任の原則)

第13条 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

2 本サービスの利用に関して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(誹謗禁止等)

第14条 会員は、会員証、会員番号又はこの規約に基づく会員としての地位を、他の会員を含むいかなる第三者に対しても、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供する等の行為はできないものとします。

(その他の禁止事項)

第15条 当社は、会員が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。

(1) 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

- (2) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (3) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (4) 会員証を第三者に譲渡する行為
- (5) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 当社又は本会に対する、暴力的又は威迫的な要求行為並びに法的な責任を超える不当な要求行為
- (7) 当社又は第三者に不利益を与える行為
- (8) 本会の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号のほか、この規約、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又はそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第4章 年会費

(年会費)

第16条 会員の年会費は、入会時期にかかわらず以下のとおりとし、入会申込者又は会員資格の継続を希望する会員は、当社が指定する方法により、当社があらかじめ定める日までに、当社に対して支払うものとしま。なお、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

プレミアム会員:12,000円(消費税等を含みます。)

一般会員:1,500円(消費税等を含みます。)

こども会員:800円(消費税等を含みます。)

2 当社は、第18条第2項に規定する場合を除き、会員の退会、会員資格の取消しその他理由の如何を問わず、前項に定める年会費を返還しません。

3 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第5章 運営

(会員資格の使用の停止等)

第17条 当社は、次の各号の一に該当する場合、会員の了承を得ることなく、当該会員の会員資格の使用を停止する場合があります。

- (1) 電話、FAX、電子メール、郵便物その他通常の通信手段により会員と連絡を取ることができなくなった場合
- (2) 第三者により会員証が不正に使用されている場合又はそのおそれがあると当社が認める場合
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が認める場合
- (4) その他当社が緊急性が高いと認める場合(本会の終了)

第18条 当社は、3か月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。

2 前項の場合、会員証の当社に対する返却と引換えに、当社が別途定める年会費の一部を会員に対して返還することがあります。

(免責)

第19条 当社は、本会及び本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第6章 会員情報

(会員に関する情報の取扱い)

第20条 当社は、会員が当社に届け出た情報(以下「会員情報」といいます。)について、法令に基づき、必要かつ適切な措置を講じるものとします。

2 会員情報の利用目的は、次の各号のとおりとします。

- (1) 本会に関する情報、関連イベントなどのご案内等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること。
 - (2) 本会における会員証、記念品等を発送すること。
 - (3) 当社及び当社が認めた会社等から会員に対し、会員にとって有益であると当社が判断する情報を電子メール、郵便等により送付すること。
 - (4) 市場調査、需要予測その他経営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに特定の個人を識別することができない統計的データを作成し、又はそれを公表すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いに関する契約を締結したうえで、会員情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。
- 4 当社は、前項のほか、次の各号の一に該当する場合を除き、個人情報第三者に開示しないものとします。
- (1) 法令により開示が必要とされる場合
 - (2) 緊急を要する等のため、会員の同意を得ることが困難であると当社が認める場合
 - (3) 公的機関から請求される場合
 - (4) その他本サービスの運営上必要であると当社が判断する場合

第7章 その他

(準拠法)

第21条 この規約に関する準拠法は、日本法を適用するものとします。

(信義則義務)

第22条 この規約に定めがなく疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議を行い解決するものとします。

(合意管轄)

第23条 当社及び会員は、この規約、本会及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第8章 問合せ

(問合せ先)

第24条 この規約についてのお問合せ、又はこの規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒663-8152 兵庫県西宮市甲子園町8-15 甲子園プラス内
甲子園歴史館事務所
TEL 0798-49-4509

附 則

この規約は、2022年3月3日より施行します。